

2017年 8月 28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

要 望 書

日本共産党滋賀県委員会 委員長 石黒 良治
日本共産党滋賀県地方議員団 団長 節木三千代

政府におかれましては、国民の暮らしと福祉を守るために、ご努力いただいていることに敬意を表します。下記の内容について、ぜひ実現していただきませうよう強く要望します。

記

1. 児童福祉法にもとづく福祉型障害児入所施設の基準については、多様化する現状に相応しないものになっているため、早急に見直しをしていただきたい。
※滋賀県には糸賀一雄さんの創設で知られる県立近江学園があります。基準となる「4. 3人に1人」という基準は満たしており、「2. 67人に1人」の職員配置となっていますが、多様化する子どもの実態からみれば、「1対1」の対応も必要。そもそも国基準は、「24時間・365日」を想定していないために、現状の職員数でも対応できないのが実態です。また職務の困難さから欠員が常態化し公務災害も多発しています。よって、児童指導員及び保育士の定数配置基準を抜本的に見直しをいただきたい。
2. 75歳以上、いわゆる後期高齢者に対する医療の改悪は深刻である。介護保険料は3年ごとに引き上げられ、その一方で介護サービスが受けられない事態が相次いでいる。また後期高齢者医療保険料の負担軽減策の改悪で高齢者に多大な負担となっている。「収入源である年金が引き下げられているのになぜ負担だけ増えるのか」と怒りの声が広がっている。引き続き負担軽減策を行うよう求める。
3. また後期高齢者の健康診断について厚生労働省健康局が示す「標準的な健診・保健指導プログラム」のなかで、「後期高齢者についても糖尿病等の生

活習慣病を早期発見するための健康診査は重要である」と示されているにもかかわらず、後段に「糖尿病等の生活習慣病についてかかりつけ医を受診している者については、必ずしも健康診査を実施する必要はないと考える」と示されていることから、滋賀県では健康診査を制限してきている。仮に投薬治療を行っていても定期的な健康診査は必要である。厚生労働省が示すこの基準そのものを削除されたい。

4. 養護学校卒業後の進路先が極めて狭い。重度心身障害者の入所施設、通所施設の整備を国として抜本的に図られたい。

以上